お年寄りの暮らしを支えます

高齢者福祉サービス

市内に住む65歳以上の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援や介護予防など、さまざまなサービスを実施しています。本人の健康状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

生活支援

●はり・きゅう・マッサージなどの利用助成事業

70歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージ、指圧にかかる費用の一部を助成します。

助成額／1回当たり1、000円（年間12枚）

※市に登録された業者を利用した場合のみ。

●緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる、火災警報器や人感センサーと連動した緊急通報装置を貸与します。

費用／所得に応じて1か月当たり0～2、915円

※緊急時に駆け付ける人の事前登録が必要。働いている人や、別棟や隣家に身内の人が居住している場合は対象外。

●外出支援サービス事業

公共の交通機関やタクシーなどの利用が困難な高齢者や、身体障害者1～3級で下肢の不自由な40歳以上の人が、市内の医療機関などの送迎に、週1回利用できます。安全を確保するために介護者の同乗が必要です。

費用／片道300円（市民税非課税世帯は100円）

※車いす、ストレッチャー利用の人に限る。

●家族介護支援金

自宅で常に寝たきり状態にある高齢者で、要介護4または5と認定され、かつ日常生活自立度（寝たきり度）がB2以上の人と同居している介護者に、支援金を支給します。

支給額／月額12、000円

※医療機関に入院、または介護保険施設に入所している場合（短期を含む）は除く。

※市民税所得割非課税世帯に属すること。

※世帯全員に介護保険料や市税などの滞納がないこと。

●生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間での宿泊による日常生活の指導、支援を行います。

費用／事業費の1割

※6か月で14日以内。

●住宅改修費助成事業

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、住宅を改修するための費用の一部が予算の範囲内で助成されます。

※介護保険での住宅改修が優先。

助成額／対象改修費の2分の1（限度額10万円）

※介護保険料や市税などの滞納がないこと。

※改修前に申請が必要です。

●配食サービス事業

老化や傷病などにより、買い物や調理が困難となった一人暮らしなどの高齢者に昼食を届け、安否確認を行います。

費用／1食300円

※週3回以内。別棟や隣家に身内の人が居住している場合は対象外。

●紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで、常時失禁状態にある要介護度が重い市民税非課税の高齢者に、紙おむつを給付します。

給付枚数／年間540枚

※医療機関に入院、または介護保険施設に入所している場合（短期を含む）は除く。

●認知症高齢者等SOSネットワーク事業

認知症などで行方不明になる可能性がある人が、地域での見守りや捜索を受けられます。

※事前登録が必要です。

介護予防など

●認知症家族交流会

認知症の人を介護する家族が集まり、介護体験や日ごろの悩みを話し合い、情報交換や交流を行います。

費用／無料

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を身に付け、認知症の人やその家族を見守る方法を学びます。市内在住・在勤の10人以上のグループで、1か月前までに申し込んでください。

費用／無料

●介護予防サポーター養成講座（初級編）

講座を通して、運動・栄養・口腔（こうくう）・認知症などの介護予防に関する知識が学べます。

費用／無料

※1コース当たり4日間。

●あさピー☆きらり体操

5人以上のグループで、自宅から通える範囲の場所に定期的に集まり、筋力トレーニングなどを行う場合に、リハビリ専門職や介護予防サポーターが、活動を支援します。

問い合わせ先

●生活支援

高齢者福祉課高齢者班　☎62-5350

●介護予防など

旭市基幹型地域包括支援センター（高齢者福祉課高齢者班内）　☎62-5433